

山運輸第343号の2
令和5年1月10日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度（令和5年度大学入学者選抜等における受験生の運送に限る。）について

標記について、自動車交通部長より別添のとおり通達がありましたので、了知願います。

東自旅二第971号
令和5年1月6日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長

一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度（令和5年度大学入学者選抜等における受験生の運送に限る。）について

標記について、令和5年1月5日付け国自旅第383号により自動車局旅客課長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに関係団体等に対し周知を図られたい。

国自旅第383号
令和5年1月5日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度（令和5年度大学入学者選抜等における受験生の運送に限る。）について

新型コロナウイルスの濃厚接触者の受験生については、「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和4年6月3日大学入学者選抜協議会決定）」に基づき、①初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）の結果が陰性であること、②受験当日も無症状であること、③公共交通機関を利用しないこと、④終日別室で受験すること、といった4つの要件を満たすことを条件に入学試験の受験を認めることとされている。

今般、受験生の受験機会を可能な限り確保するため、文部科学省より「令和5年度入学者選抜に係る無症状濃厚接触者となった受験生の移動手段の確保について（協力依頼）（令和4年12月15日付け4高大教第9号）」にて、昨年度と同様に受験日直前に濃厚接触者となった受験生の移動手段の確保について依頼があったことを受け、昨年度と同様に、一定の条件（注1）の下でタクシーを利用可能とすることとし、そのための特例制度を「一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度について（令和3年4月12日付け国自旅第21号。以下「特例通達」という。）」に準じた形で、下記の通り定めた（注2）ので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本取扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

また、文部科学省から、大学、高校関係者等に対し、上記の取扱いについては「大学入学者選抜実施要項に関するQ&A」を更新する形で周知しているので、併せて了知願いたい。

(注1)

- ① 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両を利用すること
- ② 利用車両等が特定できるよう、初期スクリーニングの結果が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で予約を行い、他の乗客と乗り合わせをせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）
※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

(注2)

受験生の運送については、運送する人員及び地域を事前に想定することが困難であるため、公共交通機関を利用できない者の輸送手段を適切に確保する観点から、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じて運用するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用することができる特例通達に準じた形で、今般、別途措置することとする。

記

1. タクシー車両をハイヤー車両に流用する手続

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、受験生の運送について予約による申込みがあった場合には（他の旅客と乗り合わせせずに利用するものに限る。）、当該事業者の判断により、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第15条に規定する事業計画を変更することなく、タクシー車両をハイヤー車両として流用し、また、流用した車両をタクシー車両に戻すことができることとする。

ただし、当該運送の申込みを引き受ける事業者は、当該運送を行った輸送実績について、遅滞なく地方運輸局に報告することとする。

2. 運賃

ハイヤー車両に流用した車両（以下「流用車両」という。）は、法第9条の3第1項の規定による認可又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条の4第1項の規定による届出のあったタクシー運賃を適用することとする。

3. 流用車両の表示

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第45条が適用されるタクシー車両を流用車両とする場合、流用車両とする前のタクシーとしての表示等による取扱いのまま運用することとする。

ただし、ハイヤー車両として流用して運送する場合、表示灯は実車中の取扱いとするほか、流用して運送する前後に当該車両を移動させる場合には、旅客が運送を申し込まないよう措置するため、スーパーサインの表示を「回送」と表示することとする。

4. 感染防止対策

事業者は、ハイヤー車両として流用して運送する前後において、原則として営業所で消毒を実施することとするほか、感染防止シート・感染防止仕切り板の設置や運転者のマスクの着用など、感染防止対策の徹底に努めることとする。

5. その他留意事項

- (1) 事業者は、他の事業者から予約を断られた受験生など、緊急的に運送する必要がある場合は、当該運送の営業区域外に存する場合であっても、法第20条第1号に該当する「営業区域外旅客運送」として当該運送の申込みを引き受けることができることとする。
- (2) 流用車両による運送収入、輸送人員等は、タクシーによる実績として取り扱うこととし、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書等の報告の対象とする。

附 則（令和5年1月5日国自旅第383号）

本通達については、令和5年1月5日以降から適用し、今年度内の運送に限って取り扱うこととする。

【別添】

国自旅第383号の2
令和5年1月5日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

自動車局旅客課長

一般乗用旅客自動車運送事業者が保有するタクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用する特例制度（令和5年度大学入学者選抜等における受験生の運送に限る。）について

今般、新型コロナウイルスの濃厚接触者である受験生（以下単に「受験生」という。）の受験機会を可能な限り確保するため、文部科学省より「令和5年度入学者選抜に係る無症状濃厚接触者となった受験生の移動手段の確保について（協力依頼）（令和4年12月15日付け4高大教第9号）」にて、昨年度と同様に受験日直前に濃厚接触者となった受験生の移動手段の確保について依頼があったことを受け、昨年度と同様に、一定の条件（注）の下でタクシーが利用可能となるよう、別添のとおり、受験生の運送に限った特例制度を定めたところである。

本制度の適用により、一般乗用旅客自動車運送事業者は、ハイヤー車両を保有していなくとも、事前に地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）に届け出ることなく、タクシー車両をハイヤー車両として臨時的に流用して受験生の運送を引き受けることが可能となり、他の一般乗用旅客自動車運送事業者から予約を断られた受験生など、緊急的に受験生を運送する必要がある場合には、当該運送の営業区域外に存する場合であっても、運送を引き受けることが可能となる。

今後、貴会会員事業者におかれては、当該制度の活用を前提として、受験生の運送の引受けについて申し込まれる場合があるが、受験生にとっての入学選抜の重要性等を踏まえ、受験生の受験機会の確保を図るため、可能な限り、受験生の運送に協力頂きたく、本通知について傘下会員に対し周知徹底されたい。

注)

- ① 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両を利用すること
- ② 利用車両等が特定できるよう、初期スクリーニングの結果が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせ

をせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

4 高 大 教 第 9 号
令和4年12月15日

国土交通省自動車局旅客課長 殿

文部科学省
高等教育局大学教育・入試課長
古 田 和 之

初等中等教育局参事官（高等学校担当）
田 中 義 恭

令和5年度入学者選抜に係る無症状濃厚接触者となった受験生の
移動手段の確保について（協力依頼）

昨年度に実施された大学及び高等学校等の入学者選抜については、貴省をはじめ、タクシー事業者の皆様による多大な御協力により、無症状濃厚接触者となった受験生が移動手段を得ることで、受験機会を確保できましたことを心から感謝申し上げます。

今年度を実施される入学者選抜についても、昨年度と同様、試験日直前に濃厚接触者となった受験生の移動手段を確保していただきたく、受験時の移動手段として公共交通機関以外の自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎等が利用できない受験者が、タクシー、ハイヤーを利用できるよう、関係各所への周知など所要の対応を行っていただけますよう格別の御配慮をお願いいたします。

また、地域の事情等で受験者自身による予約ができない場合を想定し、昨年度と同様に文部科学省に相談窓口を設置し、連絡するよう周知しますので、貴省を通じてタクシー等の予約の調整を行っていただきたく、あわせて格別の御配慮をお願いいたします。

なお、利用に当たっては、別添案のとおり、令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ&Aを更新し、大学及び高等学校の関係団体等を通じ、受験生への周知を徹底するとともに、高等学校の入学者選抜においても、同様に対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(参考)

○令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン



https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_daigakuc02-000005144_2.pdf

○令和5年度入学者選抜に関する主な試験期日

<大学>

1月14日(土)・15日(日)	大学入学共通テスト(本試験)
1月28日(土)・29日(日)	大学入学共通テスト(追試験)
2月1日(水)～	私立大学個別学力検査
2月25日(土)～	国公立大学個別学力検査(前期日程)
3月12日(日)～	国公立大学個別学力検査(後期日程)

<高等学校>

1月下旬～2月中旬	推薦入試(前期選抜、特色選抜等)
2月中旬～3月中旬	一般入試
3月中旬～下旬	2次募集等

(本件担当)

<大学入試に関すること>

文部科学省高等教育局
大学教育・入試課大学入試室入試第二係 福田・勝原・川嶋
TEL: 03-5253-4111 (内線: 2495)

<高等学校入試に関すること>

文部科学省初等中等教育局
参事官(高等学校担当)付 高校教育改革係 長屋・坂井・中島
TEL: 03-5253-4111 (内線: 3482)

令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ&A更新案

（見え消し版）（抜粋）

Q68 <削除>

Q ~~6869~~ 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A ~~自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。~~

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては、ガイドライン2(2)④のiii)に示す「公共の交通機関」には該当せず利用が可能です。なお、いずれの交通手段であっても、感染防止対策を徹底していることが必要です。

1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと等)。

2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

Q69 濃厚接触者となってしまった受験生から、タクシー等の予約ができなかったとの連絡を受けたが、どのように対応すればよいか。

A 無症状の濃厚接触者が受験するための移動手段について、Q68に示すタクシー、ハイヤー、海上タクシーを利用する際には、まずは受験生本人にタクシー事業者等へ予約の相談をしていただきますが、地域における事業者の数が限られるなど、万が一、受験生自身での予約ができない場合を想定し、文部科学省に相談窓口を設置しておりますので、当該窓口（連絡先：03-6734-4739、03-6734-4752※令和5年1月10日開設）に連絡いただくよう周知をお願いします。

(参考) 無症状の濃厚接触者の受験者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_00003.html

令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

令和4年6月3日決定

令和4年12月7日改定

大学入学者選抜協議会

1. 基本的な考え方

令和4年度大学入学者選抜の実施については、令和3年11月19日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」ことが決定された。実際、試験を実施する大学の徹底した感染症対策をはじめ、多くの関係者の協力等もあり、令和3年度大学入学者選抜の実施時期と比較して多くの新規感染者が確認される状況においても、特段大きな混乱もなく実施された。

昨年度策定したガイドラインにおいて言及していたとおり、試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会であることから、令和5年度大学入学者選抜においても、その実施について広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

本ガイドラインは、昨年度策定したガイドラインを基本に、感染症に関する専門家からの意見や昨年度の試験の実施状況等を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大

学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策について別途策定し、参加大学に周知するものとする。

なお、本ガイドラインは、令和4年5月時点における我が国全体の感染状況や、主流となっている株、新型コロナウイルスワクチンの接種状況、感染症対策等を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等に応じて、「新型コロナウイルスに対応した大学入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

(1) 事前の準備

① 試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、試験室については、もともと不正防止等の観点から③で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

② 受験生控室の確保

試験の実施方法によって、受験生控室を確保する必要がある場合には、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為は極力控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受験生への注意喚起を行うこと。

③ 試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

④ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

⑤試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑥医師、看護師等の配置

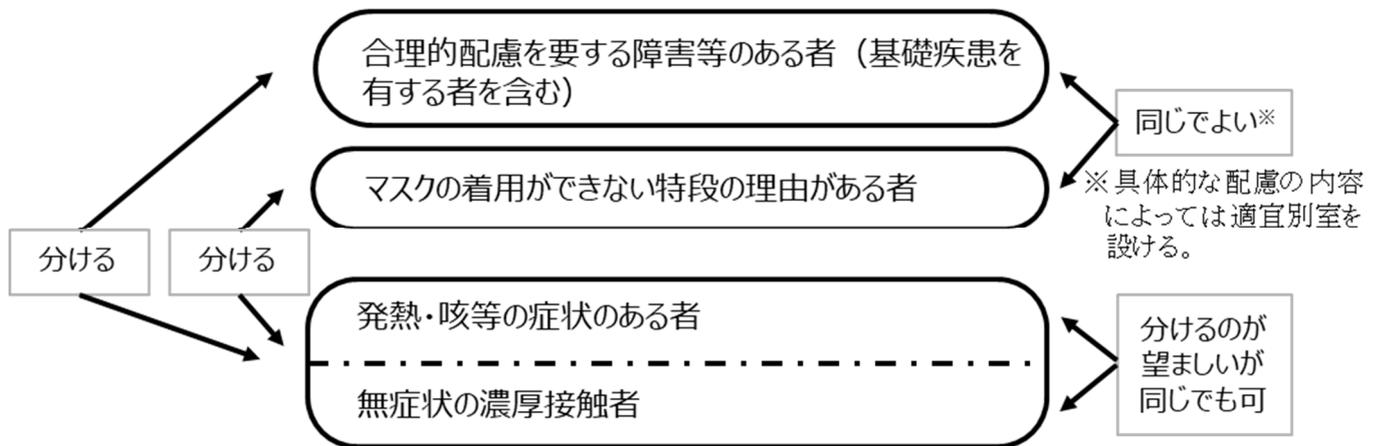
発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

⑦別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、下図並びに2.（2）

①の※及び④iv）の※も参照すること）。



⑧試験室の机、椅子の消毒

試験開始前の72時間以上使用していない試験室を除き、試験前日に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

⑨面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICT を活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保するなどの飛沫感染防止策を徹底すること。また、ドアや窓の開放等により、換気を徹底すること。

実技試験については受験生同士が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離で行う歌唱など感染リスクの高い内容を控えることが望ましいが、実施に当たっては、高等学校等における具体的な活動場面ごとの感染予防対策、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、実施すること。

(参考) 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」第3章1. 参照



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

⑩試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑪トイレの使用

トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

⑫試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以

上の間隔をとる)などの工夫を行うこと。

⑬付添人控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、付添人控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

⑭試験監督者等に対する感染症対策の要請

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑮関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

⑯新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理した Q&A の掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている）。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

(参考) マスクの効果 (厚生労働省HPより)



https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf

(参考) 正しいマスクの付け方 (厚生労働省HPより)



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>



<https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験当日までに発熱・咳等の症状を理由に受験生から追試験の受験等の申出があり、診断書の提出等を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。

また、試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より受験生に確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含む。以下同じ。）。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査※（行政検査））の結果、陰性であること。

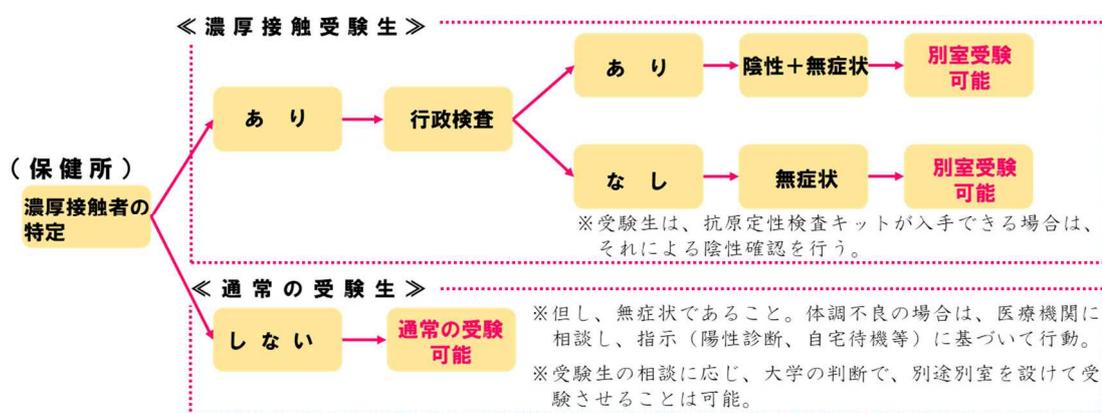
※ 初期スクリーニングの検査実施後、検査結果が判明するまでは受験不可とし、

その者については追試験を受験させること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR等の検査の結果が陰性であることを文書等で証明する義務はないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること(保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること)。

なお、i)及びii)に関して、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合等は、以下の整理によること。



iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染症対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確認すること

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染症対策上は問題ない。

- ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保すること
- iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること
- iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）。

⑥体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、試験実施上、支障のない範囲で受験生が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。

⑧昼食時の対応

待機室、食事用控室、学生食堂の開放等は行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること等により、昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、短時間の食事に比べ長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まることから、あらかじめその時間を限定して設定すること。

⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

⑩試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後1週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

①感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

試験日の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設

において療養中の者は受験できないこと。なお、大学入試センター及び各大学は、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナウイルスワクチンの接種を、受験要件にしないこと。

発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.（2）④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせることで受験の可否を確認すること。

海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後に待機を要請される場合は、その期間は受験できないため、待機期間の有無を確認の上、余裕を持って入国すること。

④受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

試験当日に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患等により重症化しやすい受験生が発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合のほか、発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合は、試験当日における対応等について、かかりつけ医や「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがある。）に相談するとともに、追試験等の受験を検討すること。また、上記に該当しないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

【重要】

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q & Aを更新しましたので、周知徹底していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和5年1月5日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体
各国公立大学
独立行政法人大学入試センター

入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室

令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ & A
の更新について（周知）

令和5年度大学入学者選抜における感染症対策については、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」（令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知）や「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和4年6月3日大学入学者選抜協議会決定、令和4年12月7日最終改正）のほか、「令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ & A」（令和4年7月29日、令和4年12月21日最終改正）（以下「Q & A」という。）を踏まえて適切にご対応いただいているところかと存じます。

Q & Aにおいて、令和5年度入学者選抜における一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段については、「今後の感染状況の見通しを含む様々な状況を勘案の上、必要に応じて検討する」こととしていました。

今般、現下の感染状況等を踏まえ、昨年度と同様に一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q & Aを更新しましたので、お知らせいたします。

国公立大学にあっては附属の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に対し、高等学校を設置する都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

【本件連絡先】

高等教育局大学教育・入試課大学入試室入試第二係
福田・勝原・川嶋

TEL：03-5253-4111（内線：2495）

E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ&A
（令和4年7月29日、令和5年1月5日更新）

（見え消し版）（抜粋）

Q68 <削除>

Q6869 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A ~~自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。~~

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては、ガイドライン2(2)④のiii)に示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの交通手段であっても、感染防止策を徹底していることが必要です。

1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと等)。

2) 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、行政検査が陰性かつ無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

Q69 濃厚接触者となった受験生から、タクシー等の予約ができなかったとの連絡を受けたが、どのように対応すればよいか。

A 無症状の濃厚接触者が受験するための移動手段について、Q68に示すタクシー、ハイヤー、海上タクシーを利用する際には、まずは受験生本人にタクシー事業者等へ予約の相談をしていただきますが、地域における事業者の数が限られるなど、万が一、受験生自身での予約ができない場合を想定し、文部科学省に相談窓口を設置しておりますので、当該窓口（連絡先：03-6734-4739、03-6734-4752 ※令和5年1月10日開設）に連絡いただくよう周知をお願いします。

(参考) 無症状の濃厚接触者の受験者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_00003.html